谷山第三地区 第23号 区画整理だより

(61)

63 64 59

(58)

鹿児島市 建設局 都市計画部 谷山都市整備課 発行 〒891-0141

鹿児島市谷山中央五丁目26番7号

14.099-269-8436 (直通) 谷山第三地区係 11.099-269-8437 (直通) 1099-269-2141 (直通) 工



X 099-268-2602

おりますので、 鹿児島都市計画事業 谷山第三地区土地区画整理事業 設計 図 令和6年度の事業概要 引き続き仮換地の個別協議; • 仮換地個別協議 ご協力をお願い 土地区画整理審議会の開催 50 49 47 45 44 43 42 • 建物移転 道路築造 • 宅地整地 水路整備 (46) 41 39 36 (66) 72 70 69 現在仮換地個別協議中 くは令和6年度から 土地区画整理審議会の開催等を計画して 29 30 (27) 26 令和6年度 仮換地指定済 令和6年度 道路築造・宅地整地・水路整備

工事等を進めることができました。 とお喜び申 仮換地修正案を土地区画整理審議会に諮問いたしました。 仮換地指定率約6%・事業費ベース進捗率約4%) 万緑の候、 令和6年度は当初予算約366千万円で、 令和5年度は、 ご協力を賜り、 上げます。 権利者の皆様、 皆様のご協力のもと、 また、 地域の皆様におかれましては、 誠にありがとうございます。 日頃から谷山 また、 仮換地や建物移転に関 5街区(20の 建物移転や道路築造、 第三地区土地区 部 画整理事業につきまし 35 宅地整地を進め 37 38



仮換 地 の 引き渡 予定年度に しり

共

有

物

分

割

に

61

て

灰色着色部分の仮換地の引き渡しが完了しました。 皆様のご協力のおかげで令和6年4月1日時点で、 左図の

6年度、 ができるよう努めてまいりますので、 うよろしくお願いいたします。 ておりますが、 今後の仮換地の引き渡しについては、青色着色部分を令和 土地をお返しできていない皆様には大変ご迷惑をお掛け 黄色着色部分を令和了年度に予定しております。 今後も可能な限り早期に、 ご理解いただきますよ 仮換地の引き渡し

29 (27) (16) (14) (15) (15) (15) (15) (15) (15) (15) (15	10 8 6 公園 不用
仮換地の引き渡し予定年度 ※河 引き渡し済(R6.4.1時点)	。 道路築造や宅地整地、ライフラインの工事の

13)

20

令和6年度予定

令和7年度予定

17)

31

(30)

の 進捗状況等により変更になる可能性があります のでご了承ください。

④持分移転の作業が必要です。

換地処分後の場合

換地処分により、換地に新たな地番がつくため、

①境界立会、

②現地測量、

③ 分 筆 、

④持分移転の作業が必要

ケース

仮換地指定前の場合

うに必要な作業が異なります。

共有物分割は、時期により次のケース1~ケース3のよ

です。

仮換地指定後~換地処分前の場合

③ 分 筆、 ④持分移転の作業が必要です。

地測量は不要になります。 をおこなうことができます。 図調整図」を用いて作成された図面をもとに、土地の分筆 仮換地指定がされた場合、 鹿児島市が所有する「現況公 このため、 ①境界立会、 ② 現

る方法)が必要です。 ※なお、 鹿児島市では名義変更を行うことができません。

まなので持分移転(お互いの持分を放棄して単有名義にす

③分筆も不要になりますが、

土地の名義は、共有名義のま

共有名義の土地の換地例 整 理 前 AとBの共有地C (私道部分) A··1/2 持分 B··1/2 • C Α 道 В 路 持分に応じて分割 整 理 後 **C** C Α В 路 道

> ⑥借地権の申告をする場合 ⑤相続人の

の変更、芸芸の変更、芸芸の変更、芸芸の または移動の容易でない物件の設置・堆積及び工作物の新築や増・改築、土地の形質

からダウンロードするいます。また、市ホーは谷山都市整備課でお らダウンローはす。また、

マシティPRキャラクタ マグニョン

こともできます。とを種届出は谷山都

【土地区画整理法第76条に基づく許可申請】

谷山第三地区土地区画整理事業についてのお問い合わせ 谷山都市整備課 谷山第三地区係 099-269-8436

電 柱 の 設 置 位 置

ら皆様方に協力依頼がある場合がございます。電気など 際には、ご理解・ご協力をよろしくお願いいたします。 は生活に欠かせない重要なライフラインですので、その 設置いたしますが、 電柱につきましては、 その設置位置について、 九州電力・NTTの各事業者が 各事業者か

の お

願

しし

様

届出の様式は、 くか、 区画整理区域内において、 谷山都市整備課まで届出・許可申請をお願いします。 本市ホームページでも確認できます。 直接、 谷山都市整備課までお越しいただ 次のような事項がある場合

は、

①所有権が移転した場合「届出」

②住所・氏名が変わった場合【所氏名変更届出書】【所有権移転届出書】

③代理人を定めた場合

の代表者を定めた場合
【代理人選任届出書】

④所有者の

【相続人の代表者選任届出書】代表者を定めた場合
【所有者の代表者選任届出書】

を行う場